

2012年11月26日

岡山市長 高谷茂男 様

日本共産党 岡山市議団  
団 長 河 田 正 一

## 2013（平成25）年度岡山市予算編成要求書

一憲法を活かしくらし・健康・安全・福祉 最優先の岡山市を一

- 1 平和憲法の理念を市政に活かすこと。核廃絶の世論づくりの先頭に立ち、史実に基づく歴史教育をすること。
- 2 国の悪政から市民のくらしを守る防波堤となり、国に対してしっかりものを言う市政にすること。
- 3 憲法25条にたちかえり、自助・共助の名のもとに公助切り捨てをすすめる制度改悪をやめること。
- 4 子どもの権利条約に基づき、すべての子どもたちが、成長・発達できるよう、保育の量的拡大を図ること。少人数学級の早期実現などで基礎・基本の学力を保障し市民道徳を身につける教育を行うこと。
- 5 市民のくらしを破壊する、消費税増税、TPPに反対すること。安定雇用のルール確立、就労支援などに市が主体的に取り組むこと。地域社会と文化の担い手となっている中小企業・地場産業・農林漁業を経済政策の中心におき支援育成すること。
- 6 再生可能エネルギーの活用普及をすすめ原発ゼロを発信すること。生物多様性の保全やごみ減量化・資源化などに積極的に取り組むこと。
- 7 市民の生命と財産を守る自治体の役割をふまえ、防災計画の見直しにあた

っては、市民の安全・安心を守る実効あるものにする。

## **政策・行政改革推進室 関係**

1. 東日本大震災をうけ、公務労働が評価されている今、多様な雇用形態を推進する中期採用計画を見直し、市民サービス向上の業務執行ができるよう正規職員での配置を行うこと。

①人件費比率17%台はすでに達成された。慢性的な人員不足のもとで市職員は長時間・過密労働に苦しみ、精神疾患も多く、また連続する給与引き下げによる生活への影響も深刻であり、改善は急務である。職員が「全体の奉仕者」として公正で民主的な行政業務に専念し、心と体の健康を保持できるよう、区役所や福祉関係、教育、防災などの部署を増員し、嘱託・臨時職員を定数化すること。サービス残業を根絶し、給与引き下げをやめるとともに、超過勤務手当は実態どおり支払うなど、賃金・労働時間などの労働条件を改善すること。

②用地担当、土木技術者、建築技術者等の年齢構成の不均衡、技術の継承の危惧といった状況を早期に解決するための採用計画をたてること。

③業務に見合った正規職員を配置するとともに、一人ひとりの職員の能力を活かして市民サービスの向上につとめること。とりわけケースワーカー・保育士・保健師・消防士など法定数及び交付税で措置させる人数を責任持って確保すること。増え続けている臨時職員などの労働条件を改善し、官製ワーキングプアを作らないこと。

2. 岡山市都市ビジョン（水と緑が魅せる心豊かな庭園都市）及び総合計画は財政試算を示すこと。実施計画については、当面、到達状況を示し、来年度予算に反映させること。

3. 操車場跡地はチボリパークとしての特殊公園指定を解除すること。市民の健康、文化の拠点となる防災公園として活用すること。

4. 市有施設の管理運営は直営を基本とすること。指定管理者制度を導入した場合でも、市に管理責任があることを自覚し、市民サービスを低下させないこと。

5. 天瀬の市民病院再編にあたっては、開院以来市民病院を支えてきた地域住民に安心してもらえるよう外来診療機能をもつ医療サービス提供の体制整備について地域住民と十分な協議重ねること。
6. 金川病院の診療科目を充実すること。
7. 行財政改革大綱（短期編）の実施は歳出削減や市民負担増先行ではなく、地方自治法の本旨に沿って、住民福祉と生命の安全を基本に行うこと。
8. 市民の願いや行政の実態と乖離している包括外部監査は内容を厳正に見直すこと。包括外部監査の義務づけをやめるよう国に法改正を求めること。
9. 市長をはじめとする特別職の退職金を一般職員並みに改めること。
10. 電算システムの構築・更新にあたっては業者の言いなりにではなく、適正な価格がわかる体制をつくること。専門職員の採用の効果を検証すること。
11. 税や料金の徴収にあたっては、減免制度の周知や分割納付の相談に応じるなど市民生活の実態に即した徴収を行うこと。賦課と徴収を分ける料金課は廃止すること。
12. 総合政策審議会の反省にたってつくられた基本政策審議会は、市民公募を含めた委員の選定方法に改めること。
13. 平和行政は市民局の所管とし、人権・平和推進室とすること。
14. 岡山市の汚水処理対策を前進させるため、合併浄化槽業務を環境局から下水道局へ移管すること。
15. 第三セクターの管理運営にあたっては「岡山市外郭団体個別改革方針」および「岡山市外郭団体改革方針（総論）」の改定の効果を検証すること。

## **総務局関係**

1. 憲法違反の自衛隊の隊員募集事務を行わないこと。

2. 原子力発電所の即時廃止を国に求めること。
3. 自治体職場にそぐわない人事評価制度はやめること。
4. 県の滞納整理機構への職員派遣をやめること。
5. 公契約条例をつくること。
6. 職員研修は憲法・地方自治法を基本にすえること。
7. 国からの出向職員を減らすこと。

#### **市民局・安全安心ネットワーク推進室関係**

1. コミュニティハウスの管理委託料の増額をはかること。
2. 町内会集会所建設補助金の補助率を1／2、上限500万円に上げること。
3. 市民の意見聴取にあたっては、IT利用のパブリックコメント方式だけでなく、公聴会などの方法を含め幅広く適切に行うこと。
4. 市民協働のまちづくり条例の運営にあたっては、市有財産管理の公平性・公正性・透明性を担保し、適正にすること。
5. 公民館に配置された安全安心ネットワーク専任職員は地域の実情にあった支援ができるよう地域別の計画を作成すること。専任職員の検証を行ってから配置やあり方を決めること。
6. 市民の視点に立った行政を行うために、夜間・休日の対応をはじめ行政サービスの充実をいっそう前進させること。新しいサービス提供体制の基本方針策定にあたっては現在のサービス拠点を後退させることなく拡充すること。
7. サービス拠点への公共アクセスを充実させること。適正な人員配置を行うこと。窓口業務に正規職員を配置すること。点字ブロックなど施設のバリアフ

リー化を促進すること。

#### 北区について

- ①御津・建部地区に支所機能を残すこと。  
京山中学校区にサービス拠点を設置すること。
- ②窓口の対応や遅滞への改善をはかること。

#### 中区について

- ①中区役所の整備にあたっては価格等、適正な条件で行うこと。
- ②中区地域のサービスを後退させないために高島中学校区にサービス拠点を設置すること。

#### 東区について

- ①区役所の移転にあたっては住民説明を丁寧に行うこと。  
駐車場の確保を行うこと。
- ②瀬戸地区に支所機能を残すこと。

#### 南区について

- ①区役所移転にあたっては住民説明を丁寧に行うこと。
- ②区役所移転後は灘崎地域に支所としての機能を残すこと。

8. プライバシー保護に懸念があるマイナンバー制度はやめるように国に要望すること。

9. 国際交流事業については、引き続き自治体同士の交流として行うこと。新しく交流を開始する際には議会と協議して行うこと。

10. 「男女共同参画社会促進条例」とその計画にもとづき政策の推進を図ること。

- ①性暴力禁止法（仮称）をつくるよう国に求めること。
- ②DV被害者の支援をしている民間団体への助成を拡充すること。
- ③岡山市配偶者暴力相談支援センターに専任のセンター長を置くこと。相談体制とスペースをさらに充実させること。
- ④学校教育、生涯教育を通じて法及び条例や計画の普及・啓発を行うこと。  
デートDVなど現状をふまえた性教育をさらに充実すること。

⑤業者女性の地位向上のため「所得税法56条」の廃止を国に求めること。

⑥岡山市の女性幹部比率を計画に沿って引き上げること。

1 1. 自治振興報奨金の増額をすること。

1 2. 消費生活センターは、市民ニーズにあった場所に移転すること。体制充実と勤務時間の工夫などをしてサービスを拡充すること。振り込め詐欺や金融商品取引法について周知し、市民の被害を予防すること。

1 3. スポーツ振興計画の策定にあたっては施設整備、環境整備に努めること。既存施設の利用者の声をよく聞き、スポーツの機会確保に努めること。北長瀬のスポーツ広場については代替地を確保すること。

1 4. 犯罪被害者支援条例については、補償金の給付金制度を設けること。

1 5. ニーズをふまえ3人乗り自転車を低額で利用できる制度を研究すること。

1 6. 文化振興基本計画に基づき郷土芸能・文化の振興を図ること。

1 7. 市民会館および市民文化ホールの建て替え計画を策定すること。

1 8. 岡山北斎場（仮称）建設にあたっては、地元住民に十分な説明を行うこと。

1 9. 未使用市営墓地の返還にあたっては使用料を還付すること。

2 0. 住宅新築資金貸付事業において本人死亡、連帯保証人死亡の事例については不能欠損処理を検討すること。

2 1. 深夜の花火規制条例を検討すること。

## **財政局 関係**

1. 家計と中小企業に重い負担を強いる消費税増税を実施しないよう国に求め

ること。せめて食料品は非課税にするよう国に求めること。

2. 庶民増税ではなく、軍事費にメスを入れ、特に思いやり予算を廃止とし、大企業・資産家の減税をやめさせ応分の負担を求めることで財源を確保するよう国に求めること。

3. 日本共産党以外が受け取っている政党助成金の廃止を国に求めること。

4. 震災復興予算を被災地の復興に使うこと。

5. 国と地方の役割分担を明確にした上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止して所要額を税源移譲するよう国に求めること。

6. 政令市移行に伴う単県事業における県負担の取り扱いを元に戻すよう県に求めること。

7. 岡山市北区の本町8番地区及び平和町1番地区に係る固定資産税の超過税率の乱用はしないこと。

8. 入札制度の改善について

- ①総合評価制度を見直し、評価項目・配点の検証を行い、改善すること。
- ②一般競争入札の運用にあたっては、地元中小企業・業者の仕事確保の観点から、一定額以下は大企業を排除する逆ランク制度を採用すること。
- ③相次ぐ入札ミスの根絶を図ること。

9. 小修繕業者登録制度の対象を50万円未満に拡充し、関係各課に周知をすること。

10. 岡山市土地開発公社が保有する塩漬け土地については、方針を持って解決すること。市単独事業での新たな土地購入はしないこと。

11. 徴収業務にあたっては人権侵害とならないよう注意すること。

12. 管理実態のない財産区については全体像を把握すること。平成11年度局長答弁に基づいて早期に公有化を具体化すること。

13. 区ごとの特徴ある街づくりを一層進められるよう予算を配分すること。

## 保健福祉局 関係

1. 平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓っている岡山市平和都市宣言の立場を発展させ、非核平和都市宣言とし、核兵器廃絶に向けて行動すること。そのためにも、福島原発事故の教訓に学び、原発ゼロ、核兵器廃絶の立場をあらゆる場面で明確にすること。

2. 平和行政を進めること。

①平和行政の担当課を市民局に設置すること。

②10月1日からオープンした岡山空襲展示室について。

1) 充実のために専門の学芸員を拡充すること。

2) 今までNPOで頑張ってきた市民を巻き込み、運営委員会を設置しボランティアガイドなどを組織し、運営の拡充を市民協働で行うこと。

3) 岡山空襲展示室はシティミュージアムと一体に企画、管理するため市民局に移管すること。

4) 収蔵庫を確保すること。

5) 教育現場への活用を啓発すること。そのための場所を確保すること。

6) 来訪者に分かりやすい案内表示を施設周辺に設置すること。

③岡山市平和の日を市民に啓発すること。

④戦争・戦災遺跡を保存し、マップをつくること。

⑤約2,000人の岡山空襲の戦災死者を追悼するために一人一人の名前を彫った平和の礎を建立することを具体化すること。被災者や専門家などを含め、場所や維持管理などについて整理できる会議を設定すること。

3. 高齢者福祉の充実のために。

①第5期高齢者福祉計画・介護保険計画に位置付けられた老朽化した特別養護老人ホームの建て替えに際し、定員増を図るため、予算措置を取ること。

- ②特養設置基準に位置付けられた個室化もしくはプライバシーを保障した2人部屋に希望する方が入れるよう低所得者対策を取ること。
- ③介護保険料は本人の収入を基本とした保険料の減免制度を拡充すること。
- ④保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限も設けないよう国に要望すること。
- ⑤介護認定は公正迅速に人権尊重の立場で生活実態をふまえ、十分に配慮すること。生活設計を破壊する認定結果には緊急に対策を取ること。特にがん患者の介護認定は迅速にすること。
- ⑥介護保険の利用限度額撤廃を国に要望すること。
- ⑦すべての福祉区に介護予防サービスセンターを設置すること。
- ⑧介護従事者が安心して働くために、給与を含めた労働条件が改善されるよう国に強く求めること。また市としても、働き続けられるよう法人に対して援助制度を拡充すること。
- ⑨介護現場の離職者を減らすため、処遇改善のための国の施策の検証を行い、引き続き財政支援を国に求めること。
- ⑩サブセンターの集約分室方式の検証をし、機能しているサブセンターは残すように方針転換すること。
- ⑪地域包括ケアシステムの24時間地域巡回型訪問サービスが国の補助金を受けて始まったが、このシステムを検証し、今後の方向性を明らかにすること。
- ⑫通所系サービスの食事代自己負担に対しての低所得者対策を取ること。
- ⑬市立養護老人ホームの運営は入居者本位の見直しを行い、職員研修を徹底し、生活の質向上を図ること。

- ⑭高齢者虐待への対応システム（相談窓口、緊急一時保護、成年後見制度の運用など）を整備・拡充し市民に啓発すること。
- ⑮介護者慰労金の対象者制限をやめ、実態に合わせて支給要件を緩和・改善すること。
- ⑯サロン事業を社会福祉協議会だけに任せるのではなく、補助対象を広げること。

#### 4. 後期高齢者医療制度について。

— 国・広域連合へ以下のことを働きかけること —

- ①国に対して、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者差別をやめるよう求めること。
- ②保険料は後期高齢者の生活実態をふまえ、支払い可能な金額とするよう求めること。市として負担軽減措置を講じること。年金天引きをやめるよう国に求めること。
- ③岡山市では引き続き資格証明書を発行しないこと。
- ④「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きを簡素化するよう求めること。
- ⑤限度額適応・標準負担額減額認定証の対象者には医療機関窓口提示前に支払った窓口負担金にも適応するよう国に要望すること。
- ⑥特定健診の制限をやめるよう国に要望し、健診は無料とすること。

#### 5. 高齢者の医療費負担を増やさないよう国に求めること。

（2013年～ 70歳—74歳を1割→2割負担）

#### 6. 国民健康保険について。

- ①市の政策繰り入れを増やし、保険料を引き下げ、払える保険料にすること。
- ②国庫負担の引き上げを求め、県に全国平均並みの補助金を求めること。

- ③生活保護を基準とした減免制度を創設し、分割納付の相談に丁寧のいること。
- ④国保制度は社会保障制度であることを確認し、資格証明書を発行せず、短期保険証の交付をやめること。短期保険証の留め置きをしないこと。
- ⑤出産手当・傷病手当の導入のための財源試算をすること。
- ⑥特定健診は通年制として受診率向上を目指すこと。70歳以上は無料にすること。
- ⑦国保の広域化に反対すること。
- ⑧2010年の厚労省通知に基づく一部負担金減免制度を基準に市の基準を改正すること。
- ⑨緊急入院した場合、保険料の滞納があっても限度額認定証を発行すること、もしくは現行の高額医療費貸付金の基準を緩和すること。
- ⑩無料低額診療制度を市民に広く知らせること。薬代も無料低額の対象とすること。実施事業所への補助を行うこと。
- ⑪国保運営協議会委員の公募枠を作ること。被保険者の代表を入れること。

## 7. 児童福祉を充実すること。

- ①子どもの虐待が多発する複雑な社会情勢を鑑み、児童福祉司、児童心理司、保健師などを抜本的に増員すること。また福祉事務所に正規の職員の配置を行い、虐待ケースの迅速な対応ができる仕組みをより強めること。
- ②虐待死亡事件の分析結果を関係者、関係団体に徹底し、再発防止を図ること。
- ③老朽化した善隣館の建て替え計画を持つこと。

④児童自立支援ホームへの補助を継続すること。社会的養護施設を出てからの電話相談、生活相談など体制を整えること。

⑤里親制度の拡充をすること。

8. 弱者が対象となる貧困ビジネス等の実態を把握し、情報公開を含め市として適正な対応をすること。

9. 県下最低レベルのこどもの医療費無料化制度を通院も中学校卒業まで拡充すること。

10. 子どもの医療費無料化を国として制度化するよう求めること。県の補助を元に戻すよう県に求めること。

11. 保育行政の充実について。

①就学前教育・保育の在り方について

現在約900人いる保留児解消のために保育園の増設をすること。

公立園幼保一体化を一律に行おうとする素案を撤回すること。

公立幼稚園・保育園の民営化を行わないこと。

②こども子育て関連法案による新システムについて、公的保育制度後退や保育の営利化、保護者の自己責任の強化等の導入はしないこと。

③市としての基準策定に当たっては市独自の現状を下回ることがないよう必要に応じて引き上げること。公私格差が生じないように予算措置をすること。

④給食の直営自園調理を守ること。民間委託をしないこと。

⑤入園「待機児（保留児）」の実態をふまえ公立を含め保育園の新設、定数増（福祉区バランスをとる）のための保育計画を作ること。産休明け・育休中・延長・一時及び特別措置などの多面的な保育要求にこたえること。

⑥待機児童（保留児）の抜本的解決を図るため「安心こども基金」を踏襲した保育所整備のための補助制度を恒久的なものとするよう国に求めること。

⑦保育園整備にあたっては主体的に実施すること。

⑧公立保育園の保育士確保は正規職員比率をせめて70%に引き上げること。臨時保育士の待遇改善をすること。

⑨私立保育園の委託契約を明確にし、人件費補助の増額をすること。国に対して保育運営費の基準を引き上げをを求めること。家庭支援推進担当保育士を配置すること。

⑩無認可保育園（病院内保育園を含む）への補助金を増額すること。

⑪病児・病後児保育を区ごとに増設できるように補助金を増やすこと。

⑫発達障害などのある子どもたちへの支援を充実すること。どの園でも受け入れられるように充実すること。

⑬障害児においては、子どもの発達保障の立場から親の就労状況に関わらず、主治医などの証明により受け入れること。

⑭多様な子どもたちに対応できるよう看護師配置園を拡大すること。

⑮子育て支援センターを中学校区に1つ設置すること

⑯同時入所でなくても第3子以降の保育料は無料にすること。多子世帯においては、入園順序に関わらず、不公平にならないようにすること。

⑰保育料の値上げをしないこと。

## 12. 学童保育を充実するために。

①現在の運営員会方式を改め、市事業として位置づけ運営委員会へ委託する形に改善すること。市として利用料減免制度をつくること。

②「有償ボランティア」の位置づけをやめ、指導員の身分保障をして、研修を充実し質の向上を図ること。

③71人以上の大規模放課後児童クラブは、2施設での学童保育に対応した指導体制にするため分割加算を増額すること。

④執務室や障害児対応の部屋や子どもの生活設備等に関する施設設置基準をつくり、必要な支援をすること。

13. 発達支援センターは早期発見・早期治療のできる療育システムを拡充すること。生涯支援のために必要な医師や発達相談員の体制充実を図ること。医療機関と連携し、必要な療育が受けられるようにすること。

14. 発達障害等を早期発見できる就学前の検診体制を取ること。

15. わんぱくプレーパークを増やし、運営費を補助すること。

16. 国連の勧告内容をふまえ、市として子どもの権利条例を制定すること。

17. 市としても不妊治療の補助制度を創設すること。

18. 仁愛館へのDV被害者入居が増えている実態をふまえ、警備システムを導入し、安全に努めること。被害者の自立支援のため、使用していない旧施設を改修し活用すること。

19. 父子家庭についても母子家庭同様の支援策を実施すること。

20. 「健康市民おかやま21」の推進をはかること。

①自殺対策基本法をふまえ、自殺予防対策を強化すること。ゲートキーパーの養成に努めること。

②市役所・教育現場でメンタルヘルスケアを推進すること。

③新型うつを含め、うつ病対策の市民啓発を強めること。

④歯と口腔の健康づくり条例に基づき、歯周病検診を取り組むなど、歯周病予防対策を推進する計画を策定すること。条例推進のための協議会設置にあたっては公募委員を入れること。歯科の妊産婦健診を実施すること。フッ素洗口実施の学校をふやすこと。

⑤市内の禁煙外来に取り組む病院情報を提供すること。市役所敷地内の禁煙を徹底すること。

⑥HIV 感染予防のための啓発、研修を充実させること。感染者のバックアップ体制をつくること。

## 2 1. がん対策推進条例の策定を受け、総合的にがん対策を推進すること。

①がん施策推進プランをつくること。特にプランの中でがんサロンの支援とがん教育を位置づけること。

②早期発見・早期治療のため、がん健診率を国目標の50%に上げること。特に女性のがん健診率を引き上げること。

③緩和ケアの周知と実施機関をふやすよう取り組むこと。

④相談支援センターの周知をおこない、市民の活用をしやすいようにすること。

⑤がん対策予算を増やし、患者の経済的負担の軽減（リンパ浮腫患者の弾性衣料など）のしくみをつくるなど医療制度改善を国に求めること。

⑥末期の診断に関わらずがん患者の在宅介護支援を拡充すること。

## 2 2. 障害者福祉の充実をはかること。

①障害者自立支援法の応益負担の撤回を国に求め、国と訴訟団・支援団体で結ばれた基本合意文書に沿って新しい福祉法をつくるよう国に求めること。

②全国でも最悪の重度障害者医療費の負担軽減を県に求めること。

③精神医療の自己負担への助成制度をもうけること。特に低所得者への助成制度をもうけること。

④更生医療・育成医療の自己負担への助成制度をもうけること。在宅酸素療法患者の医療費助成について検討すること。

⑤日中一時支援事業を拡充すること。

⑥グループホーム制度を推進すること。地域生活へ移行する観点から精神障害者のグループホームを確保すること。

⑦福祉タクシー制度を利用しやすくするために市独自の助成制度を拡充させること。助成の基準を本人所得に改めること。

⑧補助器具センター、補助器具リサイクルセンターを創ること。

⑨障害者雇用を促進させること。

⑩保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を増やし体制を確保すること。

⑪障害者自立支援法のサービスを受けている方が、65歳で介護保険制度に強制的に移行させるのをやめること。

## 2.3. 生活保護行政の充実をはかること。

①生活保護行政は、憲法の理念・条項をふまえ、人権侵害とならないようにすること。老齢加算を元に戻すよう国に求めること。扶助額の減額や控除の廃止など生活保護基準の引き下げを行わないよう国に求めること。

②福祉事務所のケースワーカーを増員し、担当数を1人80ケース以下とすること。増える生活保護申請者と受給者に対して自立に向けて万全の体制をとること。申請者に対する接遇の改善、窓口対応をきちんとすること。

③住宅扶助の限度額を実情に合わせて引き上げること。市営住宅と同様に民間家賃も市が直接支払える仕組みを作ること。

④異常気象への対応として夏季加算・冬季加算を真剣に検討すること。

⑤生活保護申請時の医療機関利用時の対応を徹底すること。

⑥受給者の親兄弟が死亡などの場合、移送費の支給が可能なことを知らせること。

⑦車の資産活用については、世帯状況・仕事の条件などを把握して対応すること。

24. ホームレス対策予算を増やし、対応を強化すること。パーソナルサポートサービス事業を単年度限りにしないこと。

25. 動物愛護法に基づく啓発を行い、適正な動物愛護行政を進めること。ドッグランをつくること。地域猫活動への助成を拡充し、啓発すること。

26. 政令市市長会が求めている最低保障年金制度を創設するよう国に求めること。無年金者が生じないように啓発に努めるとともに、市として相談体制を引き続き堅持すること。

27. 放射性物質の人体への影響について、市民への情報提供を充実すること。

28. 環境中の放射性物質について測定し、数値を市民に公表すること。

29. 放射線測定装置を市民に貸し出しできるようにすること。

## **病院局関係**

1. 市民病院を救急医療・感染症・犯罪被害者対応・緩和ケアなど自治体病院に求められる地域医療を担うよう位置づけること。国に対し、地域医療の質を守るため、診療報酬引き上げを求めること。無料低額診療に取り組むこと。

2. 市民病院は、地域医療に責任をもち、住民のための病院づくりを行うこと。

①引き続き利用者アンケートやご意見箱を積極的に活用し、患者の声を聴き改善に取り組むこと。

②引き続き住民とともに医療を考える公開講座を開催すること。

③セルフケアを促す患者会活動などの検討をすること。

④小児救急など救急医療を一層充実すること。

- ⑤開業医・介護保険事業者との連携を大切にし、24時間の在宅ケアを支える支援機能をもつこと。
- ⑥予防医療の充実策として健診・人間ドックに取り組むこと。
- ⑦療育システムの一翼を担うこと。
- ⑧医療・介護などの総合相談機能の体制を強化すること。
- ⑨女性専門外来を設置すること。
- ⑩24時間対応の性暴力相談支援センターを設置すること。
- ⑪病児・病後児保育に取り組むこと。

3. 現市民病院の跡地は、地域住民の意見を踏まえて分院を含めた活用計画を早急に立てること。

## **環境局関係**

1. 産業廃棄物対策については、排出する事業者に対し、発生抑制・有害な廃棄物を出さないなどの責任強化を図ること。県外からの持ち込みに対し、抑制の仕組みをつくること。水源地などに産廃処理施設を設置することができないように位置規制を盛り込むなど「廃棄物処理法」の改正を国に求めること。また、本市においても、厳重な立ち入り監視・調査・指導を行うとともに、「岡山市産業廃棄物施設の設置に関わる紛争の予防及び調整に関する条例（仮称）」を制定して同様の趣旨を盛り込み、違反者への罰則規定を強化すること。

2. 地球温暖化など環境破壊に対応して循環型社会の啓発・推進を進めること。そのため市民が環境に関心を持ち、守る立場に立って市民とともに活動できるよう啓発を進めること。

3. ごみ有料化後、減量したことをふまえ、有料化を再検討し、無料に戻すこ

と。当面、45 リットル袋を 45 円に値下げすること。焼却中心のごみ対策を改め、プラスチックの分別を行うこと。「ゼロエミッション」を基本にリデュース・リユース・リサイクルなどの分別・資源化を徹底してリバウンドの恐れがない方法でごみ減量化に取り組むこと。分別・資源化の技術開発をよく研究し、取り入れ、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂にこれらを盛り込むこと。

4. 事業系ごみの分別を徹底し、減量化を図ること。収集許可事業者の指導を行うこと。事業者からのごみの持ち込みについては、適宜、展開検査を実施するなど、不正を許さないこと。なお、ごみの検量は厳正に行うこと。拡大生産者責任を明確にし、製造・販売事業者の責任において発生抑制を指導すること。

5. 剪定ゴミのたい肥化や木質ペレット化などで大量焼却する政策を抜本的に改め、焼却量を減らすこと。

6. ごみ収集委託料は実態に基づき適正に見直すこと。

7. 直営地域については戸別収集方式を導入すること。高齢者・障害者世帯の戸別収集をさらに拡大すること。

8. 年に一回程度、粗大ごみのステーション収集を行うこと。

9. し尿浄化槽の清掃・維持管理を料金も含め適正にするように市の指導を強めること。

10. 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」の理念に基づき、引き続きオオタカや絶滅危惧種に指定されている生物や希少生物スイゲンゼンタナゴやダルマガエル等の保護に実効ある対策をとること。

11. 市内の焼却施設、浄化センターなどの安全対策に万全を期し、地元住民に情報を公開し必要な対策を講じること。

12. 低周波公害、騒音・振動、電磁波公害など発生への対策及び発生抑制に対し保健福祉局と連携し問題意識をもって積極的に取り組むこと。

13. 太陽光発電・小風力発電・小水力発電など再生可能エネルギーの利用促進を進めるために、啓発をすすめ、国の助成制度の新設・拡充を求めるとも

に、市独自の助成制度を拡充すること。

14. 原子力発電推進のための原発推進予算を、再生可能エネルギー開発の予算に切り替えるよう国に働きかけること。

15. 電力の安定供給と地球温暖化防止を口実に電気料金等の庶民負担をふやさないよう、国に求めること。

16. 現行のエネルギー課税を見直し、CO<sub>2</sub> 排出量を考慮した環境税の導入を進めるよう国に求めること。

## **経済局関係**

1. 食料自給率向上につとめ、地産地消を基本に据えて、地場産物の消費拡大を図ること。

2. 輸入義務のないミニマムアクセス米輸入中止を国に求めること。

3. 国民生活に打撃を与える環太平洋連携協定（TPP）締結に反対すること。

4. 100万トンの備蓄米確保を国に求めること。

5. 農産物の再生産可能な価格の保障をおこなうよう国に求めること。

6. 農業を産業として成り立つように農家の所得補償をすることを国に求めること。

7. 経済対策事業は、国・県の財源を伴った事業のみでなく、単独事業としても、地元の中小企業対策、抜本的な雇用対策など思い切った予算付けをすること。

8. 岡山の農業の特色を生かした農政を推進すること。

①兼業農家を含む家族農業を基本とする農業振興に取り組むこと。移住や退

職後の就農を促進する事業を単市でも行うこと。

②農業を支える担い手として若者及び定年後就農者への技術指導・資金融資制度を整備すること。

③岡山県が縮小した農業改良普及員・生活改善普及員制度を岡山市として新設すること。

9. 地産地消を基本に米・地場産物の消費拡大を進めること。

①市内産米粉製品の普及を図ること。米製粉事業を支援すること。

②地域農業振興室を充実し、地産地消を推進すること。

③地産地消の学校給食の食材提供ができるようさらなる環境を整えること。

④米・野菜など安全な食材が提供できるよう有機・無農薬栽培講座の開設など環境保全型農業の推進をすること。

⑤郷土料理とそれにまつわる文化を守り、必要な素材提供をする生産者を育成すること。

10. 土地改良事業の見直しを進めること。農家負担は「受益」の観点で整理、見直しをすること。

11. 土地改良区の合併を促進し、合理化を進めること。土地改良区賦課金の二重払いは解消すること。

12. 農業用水路の改修は環境保全型の視点で行うこと。

13. 防災の観点からため池改修を急ぐとともに、不要となったため池を廃止し撤去すること。

14. 農業用水路の安全確保に取り組むこと。

15. 林業振興に取り組むこと。体制強化をするとともに、林業労働者育成に努め、林野の整備を行うこと。

16. 中小企業振興条例の策定にあたっては、技術開発支援など具体的な振興策を策定すること。中小企業支援センターを創設し、実態調査に基づく振興策の推進を図ること。中小零細業者への低利長期の各種資金融資制度の充実を図ること。

17. 経済対策の観点から住宅リフォーム助成制度を創設すること。

18. 岡山市の物づくりを支援するため工業振興ビジョンを策定すること。

①下請けではなく、技術力を活かした市民ニーズに応えるものづくりを支援すること。

②福祉業界などと工業界の情報交換の機会をつくること。

19. 観光資源を再発掘し、地域活性化策に活かすこと。

①出石のレトロな街並み再生を行うこと。

②城下から京橋を歩いて楽しめる街並み散策路として、再生すること。

③街中の特色ある市場として岡ビル周辺を魅力あるものに再生すること。

④吉備路・足守地域を歴史探訪のできる観光資源として活かすこと。

20. 商店街活性化計画をつくり、商店街の振興を図ること。

①活性化策としてミニチャレンジショップ事業を新設すること。

②特色あるまちづくりをして商店街に集客施策を推進すること。

③各商店街の活性化策を樹立すること。千日前地域の再生プランを作ること。

21. 新産業ゾーンの立地企業については、期限終了時に必ず用地購入してもらうこと。なお、期限終了後の貸付延長を認めないこと。

22. 興除地区への清水導入を早急に実施すること。

23. シティプロモーションにあたっては目的・効果をはっきりさせること。

24. コンベンション施設建設計画策定にあたっては、ニーズや目的を明確にし、費用対効果を検証すること。

## **中央卸売市場**

1. 市民の台所である中央卸売市場については引き続き公設市場として、安全な食料供給に徹し、市場活性化を目指すこと。

2. 卸売市場の開設者及び事業者として、各地の優れた取り組みや開発商品・加工食品・消費者動向などを場内卸売り業者、仲卸業者、売買参加者、関連業者等に情報提供を行い、関係者の経営改善に役立つ卸売市場となるよう努力すること。

3. 卸売市場が安全で安心できる食材を提供していることを市民にしっかり知らせること。特に放射能汚染の危険があるものは検査し公表すること。

4. 中央卸売市場への国の補助率を下げないよう国に求めること。

## **都市整備局関係**

1. 都市計画マスタープラン（素案）にのっとり市街化調整区域における開発許可については50戸連たん方式および市長判断における開発許可等を至急見直すこと。

2. 進展が見られない環境基準値を超えるヒ素が検出された金甲山中腹の不法埋立残土を撤去させること。建設残土規制法（仮称）制定を国に強く求めること。

3. 交通権を保障する全市的交通政策を持つこと。そのために市民ニーズの調査を行い計画的に活かすこと。

4. 各地域性に配慮した既存路線バスの見直し、デマンドタクシー・コミュニティーバス等の交通弱者対策を進めること。低床化を進めること。ノンステップバスを増車し、運行回数を増やすこと。
5. 地域振興と一体的に吉備線LRT化を検討すること。
6. 市街地の回遊性を考慮し、環境にやさしい交通手段等を組み合わせた総合交通対策を計画し、実施すること。そのために市民ニーズの調査等を行い計画に活かすこと。
7. 砂川・笹が瀬川・足守川の改修・浚渫をすること。
8. 市営住宅は住宅困窮者が急増していることから老朽住宅の建て替えを急ぐとともに新設をふくむ計画に見直し、なかでも高齢者・障害者向けの計画戸数を増やすこと。全体の戸数増を確保すること。
9. 駅駐輪場をJRの附置義務とする法改正を国に求めること。
10. 街中の駐輪場確保をすること。
11. (都) 弓之町一浦安南町線の桜橋下流の旭川右岸との連携を踏まえた実効ある整備計画を作り施工すること。
12. 桜橋に自転車・歩行者の通行の安全策を図ること。
13. 市施行の区画整理事業は見合わせるとともに、区画整理事業は公正・公平に行うこと。
14. 住宅密集地の老朽空き住宅の撤去補助をすること。
15. 補助制度創設を含め、ドックランの設置を推進すること。
16. 東西両中島地区は住民参加で街づくりの計画をつくること。住民の意見を聴く機会をつくること。

17. 道路整備・管理などの地元要望に対し対応が追いついていない現状を改善し、迅速かつ丁寧な対応・施工を図ること。

18. 林原駐車場跡にイオンが進出するのに伴い交通渋滞が危惧される。公共交通の利用促進など対策を指導すること。

19. 南区北浦の開発行為について住民から不安が出されている。土地の開発にあたっては住民合意なくして許可をしないこと。埋立、盛土に危険な土が持ち込まれないように監督、指導すること。

## 下水道局関係

1. 公共下水道のみに頼らない、汚水処理率に着目した汚水処理計画に見直すこと。そのため、合併浄化槽の取り扱い事務を環境局から下水道局へ移管し、下水道局で一体的汚水処理対策ができるよう早急に協議し実行すること。移管後は市としての合併浄化槽補助率、補助額を増やし、汚水処理対策を飛躍的に前進させること。

2. 全国ワーストクラスの下水道使用料を引き下げる努力をすること。そのために技術の改善はもとより一般会計からの繰り入れも含めた対策を行うこと。

3. 浸水被害を出さないよう内水害対策をさらに積極的に推進すること。

4. 不明水緊急対策の調査に基づき、不明水対策に取り組むこと。

5. 民間通信施設が普及し、不要感が著しく増大しているとともに市費の無駄遣いとなっている今日、早急に下水道光ファイバーの廃止を決定すること。

6. 8割程度にとどまっている公共下水道への接続率を高めるため、無利子の貸付制度を作り、水洗化を促進すること。水洗便所改造等補助金制度は拡充すること。

## **水道局関係**

1. 大量利用者への減免制度は改めること。低所得者への減免制度を再構築すること。
2. 苫田ダムを前提とした県広域水道企業団からの受水を減らすこと。政策局とともに、岡山県広域水道企業団の供給条例の変更を求めること。
3. 「節水で築く市民ダム」の考え方に立ち、水は有限であるとの認識のもと、節水・有効利用などの啓発を強化すること。
4. 漏水対策を急ぐこと。有収率を向上させること。
5. 身近な水源の保全につとめること。
6. 工業用水の使用実態に合わせて上水道への転用を検討すること。
7. 石綿管・鉛管など老朽管の取り換えを計画的に行うこと。アスベスト対策を含め、早急な対応をすること。
8. 管工事組合及び参加企業の入札に対し指導監督をすること。
9. 大規模災害による、断水対策に万全を期すること。

## **消防局関係**

1. 岡山市国民保護協議会条例に基づく、武力攻撃事態を想定した訓練には参加しないこと。なお市民を強制的に参加させないこと。
2. 東海・東南海・南海地震の被害想定に基づき、防災対策を見直し実態に即した対策を速やかに取ること。
  - ①被害想定等の情報を市民に早急に知らせるために、被害想定マップを全戸配布すること。

- ②自主防災組織充実のために、予算をつけること。
3. 整備指針に基づく適正な職員の配置をすること。夜間4人体制の出張所の改善を早急に行うこと。
  4. 耐震構造になっていない消防署所の建て替え計画をつくり、早期に改善すること。分団機庫の整備・建て替えは用地確保も含めて市の責任で計画的に行うこと。
  5. 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめ、職員の意欲を高めること。女性職員への配慮をすること。
  6. 消防団員の処遇改善をすすめること。新団員の育成に努めること。
  7. 液状化被害と津波被害が指摘されている岡南飛行場に配置している「防災ヘリコプター」の格納庫は移転して、初動調査などの活動リスクを減らすこと。
  8. 消火栓の定期点検と周辺の駐停車禁止を啓発すること。
  9. 防災計画に基づき市中心部の防災空地・避難所を市が責任をもって確保すること。
  10. 防火査察率70%台を維持すること。
  11. 防災計画の土砂災害への対応を産廃・残土まで拡大して検討すること。
  12. 災害時の備蓄品の配備計画を実態に合わせて見直すこと。

## 教育委員会関係

1. 子どもと教師が双方向で学ぶ喜びが実感できる学校づくりをすすめること。
  - ①不登校・いじめ・暴力事件の多発など学校現場の実態を直視し、教師が子どもと向き合う時間を増やすこと。
  - ②複式学級の解消や30人学級の実現のため、裁量権を活かし、市費での教職員配置を行うこと。臨時雇用は一時的なものとし、学級担任は正規教諭で確保すること。
  - ③問題行動や不登校の問題の低年齢化に対応するため、全中学校配置のスクールカウンセラー制度を継続し、相談室やリソースルームなど環境整備も充実すること。小学校においても配置を目指すこと。子どもたちの生活環境改善に関わる専門福祉職スクールソーシャルワーカーを全小学校・中学校に配置すること。
  - ④基礎・基本の学力を保障すること。グッドスタート事業について3月まで1年間の事業として県に負担を求めること。
  - ⑤教職員へのサポート体制を充実させること。教員のOJT及び相談体制を強化すること。
  - ⑥学校評議員制度は地域に開かれた内容にし、情報公開に努めること。
2. 2010年6月の国連からの勧告を真摯に受け止め、過度の競争教育を改めること。全国学力テストへの参加はやめること。ひとりひとりの発達に応じた教育環境を整えること。
3. 子どもの権利条約の周知と啓発を進めること。教育予算を増やし、正規教職員の大幅増員を図ること。
4. 学校規模の見直しにあたっては、効率化優先の統廃合を進めないこと
  - ①蛍明小学校・中央小学校にあたっては統合の効果を地域協働、市民協働の視点を含め検証し、公表すること。

- ②大規模校についても早急に対応すること。31学級以上「西・大元・芥子山・福浜・幡多・芳泉（ひばり分校含む）・吉備・高島・宇野」の大規模学校の分離や校舎整備を行うこと。
5. 学校教育に、事実に基づく平和教育を位置づけること。岡山空襲の歴史を継承するためにも「岡山空襲資料室」や語り部などを教育現場に活用すること。活用時の校外学習必要経費は予算として確保すること。
6. 教職員に対する「義務的研修制度」をやめ、自主的・自覚的研修を保障すること。研修は長期休業中に集中させるなど授業に支障のないようにすること。免許更新はやめるよう国に求めること。
7. 特別支援教育の体制を充実させること。
- ①必要な特別支援学級は1人でも設置すること。
- ②特別支援教育コーディネーターは各学校に専任者を配置し、校内委員会を充実させること。
- ③学校教育におけるふれジョブ制度の課題と成果を整理し、今後の導入を検討すること。
- ④発達障害児のための通級の充実を県に求めること。幼稚園への巡回相談の体制を拡充すること。
- ⑤医療的ケアが必要な児童生徒の通学を保障するため、看護師等の配置を検討すること。
- ⑥特別支援学級へのエアコン設置を検討すること。
8. 教職員すべてを対象としたメンタルヘルスケアのための相談体制を確立すること。
9. 足守地区の小中一体型学校運営にあたっては、児童・生徒の年齢差・体格差に十分配慮すること。

10. 学校校舎の耐震診断対策を早急に進めること。危険箇所、破損箇所の早期対応を行うこと。冷暖房の整備、トイレの改修を進めること。

11. 就学援助制度の改善、充実を図ること。

①認定基準については考え方を「生活保護基準」1.5倍とすること。

②支給は申請事由の発生月にさかのぼって行うこと。

③学校保健安全法に基づいた学校病治療にアトピーを認めるよう国に要望すること。

④修学旅行費・学校給食費は実費支給とすること。

12. 学校給食は子どもの貧困が進む中、いっそう重要であり、充実が求められている。民間委託化拡大を見直し、直営で責任をもって取り組むこと。

①衛生面・調理技術の質の向上を図ること。

②民間委託化60%目標の根拠を示すこと。民間委託の検証をコストだけでなく、安全面・労働条件面・質の面を含めて行い、公表すること。

③偽装請負の疑いのある調理業務委託でなく、パート雇用も活用した直営方式に変えること。

④東日本大震災で避難所運営に役立った自校方式を維持すること。

⑤学校給食の地産地消率を50%にすること。米飯給食・米粉パンなど地元産米の消費拡大に努めること。

⑥義務教育の一貫として給食費は無償とすること。

⑦調理員は委託業者も含め、研修を充実させること。

⑧学校教育施設等整備基金は民営化推進を助長させないように努めること。

⑨食材の放射能測定値を公表すること

- 1 3. 議会も全会一致で採択した、私学助成の拡充を国・県に引き続き求めること。給付制の奨学金制度の創設をすること。
- 1 4. 政令市にふさわしい教育研究・研修センターの建設計画を立てること。
- 1 5. 岡山市子ども読書活動推進計画に基づいて、実施計画をつくり、施策を推進すること。
  - ①全校に正規の図書館司書を配置すること。
  - ②市立図書館に正規司書配置を行うこと。
  - ③中区および西部地域に早期に図書館を建設すること。吉備公民館の建て替えにあたっては、図書館の併設を検討すること。
  - ④中央図書館が推進センターであることを明示し、積極的に役割を果たすこと。
- 1 6. 公民館の民主的運営に努めること。公募館長をふやし、女性の登用を4割以上にすること。駐車場は利用者が安心して活動できるようスペースを確保し無料とすること。操山中学校区・中央中学校区への地区公民館を早期に整備すること。
- 1 7. 幼稚園での三歳児教育・預かり保育を早急に増やすこと。ニーズの多い幼稚園では定員枠を増やすこと。
- 1 8. 学区弾力化による各学校現場での状況を把握し、教育効果・地域への影響を検証すること。また、その結果を早期に公表すること。
- 1 9. 科学的な性教育に系統的に取り組むこと。喫煙・薬物乱用・エイズ教育等正しい知識を啓発すること。
- 2 0. 男女平等教育を推進すること。デートDVの教育現場での啓発をすすめること。
- 2 1. 子宮頸がんワクチン接種の啓発とともに「がん教育」などの健康教育を充実すること。

- 2 2. 中国残留日本人孤児の日本語教育への財政的援助を継続、充実すること。
- 2 3. 埋蔵文化財の保護、調査、検証等予算を拡充し、その活動の成果を公表すること。史跡・遺跡については市民の財産として共有すること。
- 2 4. 市立後楽館高校の定時制廃止にともない、その影響を把握し、必要なら復活も検討すること。不登校児童の受け入れ枠を拡大すること。
- 2 5. アユモドキの産卵場所確保に努めること。

### 監査委員会関係

1. 監査委員は当局の立場に立つことなく適正な監査を行うこと。
2. 行政監査を強化し、第三セクター及び外郭団体の管理運営について厳しくチェックすること。
3. 市の補助金交付を受け、監査対象になっている団体には、適宜監査を行うこと。
4. 住民監査請求は、真摯に受け止め住民目線に立って対応すること。

### 選挙管理委員会

1. 政治資金規正法（出さない・もらわない）の徹底をはかること。
2. 全市対応の期日前投票所をつくるなど、投票機会を拡大し、投票率の向上を図ること。
3. 障害者や中国残留日本人孤児及びその家族などが選挙権を行使できるよう適切に必要な措置を引き続き講じること。
4. 在日外国人の地方参政権を認めるよう国に働きかけること。
5. 開票時間の短縮をすること。開票状況の速やかな公表をすること。